

地域建設業経営強化融資制度の活用について

建設投資の急速な減少、資材等の高騰等により、地域の経済・雇用を支える建設業者が極めて厳しい状況に直面している。

この現状を踏まえ、建設業者の資金調達の円滑化を目的として、国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用が図れるよう、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾について、必要な要綱を定める。

1 制度の概要

融資を希望する中小・中堅元請負事業者が、市発注の工事請負代金債権を市の承諾を得て譲渡し、これを担保に融資を受ける制度。

【参考】

袋井市建設工事請負契約約款（抜粋）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 融資の流れ（概略）・・・別添資料参照

- ・公共工事を受注している建設業者は、工事請負代金債権を建設事業協同組合または一定の民間事業者（㈱建設経営サービス等）に譲渡。
- ・建設事業協同組合等は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資。
- ・保証事業会社等の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資。

3 対象となる建設業者

中小・中堅建設業者（資本金20億円以下又は従業員1,500人以下）

※市内の入札参加資格申請登録業者はすべて該当

4 対象となる建設工事

市が発注する全ての工事

※ただし、低入札価格調査の対象となった工事は対象外

5 実施の時期

平成25年4月1日以降に指名通知する案件から適用する。